

(別紙) 東近江市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変更後

変更前

はじめに

1 趣旨
省略

2 対象地域
省略

第1章

1 東近江市の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、滋賀県の南東部に位置し、地形は東西に長く、鈴鹿山脈の麓では豊かな自然に恵まれたなだらかな丘陵地が広がっている。また、鈴鹿山脈を源流とする一級河川愛知川が市内を琵琶湖まで流れ、一級河川日野川とともにその流域に肥沃な大地を育み、自然と人の暮らしや生業が調和した森里川湖の原風景を感じることができる地域である。

市の面積は、388.37平方キロメートル（琵琶湖を含む。）で県の総面積の9.7%を占めている。地目別に見ると、森林が56%と市域の半数を占め、農地が21%、宅地は6%となっている。

日本のほぼ中央部、近畿圏と中京圏の中央に位置しており、古くから街道が交わる交通の要衝であったことから、中世以降は市場町として栄え、近世には近江商人の活躍が見られるなど、様々な地域との交流を通して数多くの伝統や独自の地域文化を育んできた。

昭和40年代以降、名神高速道路八日市インターチェンジや周辺工業団地を中心にIT関連工場をはじめ、電気・住宅・自動車関連など多様な企業の進出があり、今日では内陸型の工業都市としての性格も有している。

交通網としては、名神高速道路八日市インターチェンジや蒲生スマートインターチェンジをはじめ、国道8号、307号、421号、477号などが広域幹線道路網を形成しており、特に、石樽トンネルが平成23年3月に開通したことによる中京圏との人や物の往来が活発化している。公共交通については、鉄道では近江鉄道線が市域の中心部を通過している。また、JR琵琶湖線の能登川駅を有しており、近畿圏への通勤・通学圏となっている。バスは路線バスやコミュニティバスが運行されている。

(2) 過疎の状況 省略

(3) 社会経済的発展の方向

第3次東近江市総合計画において、本市の自然や歴史文化をはじめとした豊かな地域資源や特徴を最大限にいかし、以下のような取組により、「このまちで素晴らしい人生を過ごしている」と実感できる潤いのあるまちを目指すこととしている。

近畿最大の耕地面積を有する本市の農業については、担い手の確保・育成の推進や地域内流通の仕組みの構築、製品のブランド化などによる第1次産業の成長ともうかる農業の振興を図るとともに、持続可能な農業経営を進めるためのスマート農業の導入や基盤整備の促進、農業の有する多面的機能の維持増進、農村環境をいかした地域の活性化等を図る。

林業については、適切な森林管理を促進するため、林業の担い手の育成を図るとともに、森林経営管理制度の推進や森林境界の明確化、専門知識を有する人材活用、地域産木材の活用を促す主伐及び搬出間伐の施業地拡大、木製品の開発、森林の有する多面的機能を発揮させるための取組等を推進する。

商工業については、経済団体等と連携した中小企業支援や創業支援、異業種間の交流等を通じた魅力ある商品開発など本市のブランド力を高めるとともに、企業の立地促進による雇用の創出、就労環境の向上など地域経済の活性化につながる多様な商工業の振興を図る。

観光については、鈴鹿の山々や琵琶湖等の豊かな自然、由緒ある社寺、木地師や近江商人の発祥の地をはじめとした奥深い歴史文化等の地域資源に磨きをかけ、近畿圏と中京圏の結節点に位置する優位性をいかしつつ、受入体制の充実や積極的な情報発信を行うなど交流人口の増加に努め、エコツーリズムなど「東近江市」らしいテーマを持った観光振興を図る。

2 人口及び産業の推移と動向

本市の人口（国勢調査）は、平成17年までは増加傾向にあったが、平成17年の116,797人をピークに減少に転じ、令和2年の調査では112,819人となっている。

はじめに

1 趣旨
省略

2 対象地域
省略

第1章

1 東近江市の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、滋賀県の南東部に位置し、地形は東西に長く、鈴鹿山脈の麓では豊かな自然に恵まれたなだらかな丘陵地が広がっている。また、鈴鹿山脈を源に発する一級河川愛知川が市内を琵琶湖まで流れ、一級河川日野川とともにその流域に肥沃な大地を育み、自然と人の暮らしや生業が調和した森里川湖の原風景を感じることができる地域である。

市の面積は、388.37平方キロメートル（琵琶湖を含む。）で県の総面積の9.7%を占めている。地目別に見ると、森林が56%と市域の半数を占め、農地が21%、宅地は6%となっている。

日本のほぼ中央部、近畿圏と中京圏の中央に位置しており、古くから街道が交わる交通の要衝であったことから、中世以降は市場町として栄え、近世には近江商人の活躍が見られるなど、様々な地域との交流を通して数多くの伝統や独自の地域文化を育んできた。

昭和40年代以降、名神高速道路八日市インターチェンジや周辺工業団地を中心にIT関連工場をはじめ、電気・住宅・自動車関連など多様な企業の進出があり、今日では内陸型の工業都市としての性格も有している。

交通網としては、名神高速道路八日市インターチェンジや蒲生スマートインターチェンジをはじめ、国道8号、307号、421号、477号などが広域幹線道路網を形成しており、特に、石樽トンネルが平成23年3月に開通したことによる中京圏との人や物の往来が活発化している。公共交通については、鉄道では近江鉄道線が市域の中心部を通過している。また、JR琵琶湖線の能登川駅を有しており、近畿圏への通勤・通学圏となっている。バスは路線バスやコミュニティバスが運行されている。

(2) 過疎の状況 省略

(3) 社会経済的発展の方向

第2次東近江市総合計画において、本市の地域資源や特徴を最大限にいかし、以下のような取組により、活力あるまちを目指すこととしている。

近畿最大の耕地面積を有する本市の農業については、地域内流通の仕組みの構築や製品のブランド化などによるもうかる農業の確立を図るとともに、持続可能な農業経営を進めるための基盤整備の促進、農業の有する多面的機能の維持増進、農村環境をいかした地域の活性化等を図る。

林業については、適切な森林管理を促進するため、林業の担い手の育成を図るとともに、森林境界の明確化、地元産材の活用を促す搬出間伐や主伐再造林の推進、木製品の開発、森林の有する多面的機能を発揮させるための取組等を推進する。

商工業については、集客力を高める商業施設の誘致や創業支援、異業種間の交流等を通じた魅力ある商品開発など本市のブランド力を高めるとともに、企業の立地促進による雇用の創出、就労環境の向上など地域経済の活性化につながる多様な商工業の振興を図る。

観光については、鈴鹿の山々や琵琶湖等の豊かな自然、由緒ある社寺、木地師や近江商人の発祥の地をはじめとした奥深い歴史文化等の地域資源に磨きをかけ、近畿圏と中京圏の結節点に位置する優位性をいかしつつ、受入体制の充実や幅広い情報発信を行うなど交流人口の増加に努め、「東近江市」らしいテーマを持った観光振興を図る。

2 人口及び産業の推移と動向

本市の人口は、平成17年までは増加傾向にあったが、平成17年の116,797人をピークに減少に転じ、令和2年の調査では112,819人となっている。

変更後

過疎地域に指定された永源寺地域では、人口が昭和55年から減少を続け、平成7年から令和2年までの基準25年間の人口減少率が24%、愛東地域では、人口が昭和60年から減少を続け、平成7年から令和2年までの25年間の人口減少率が23%となっており、過疎地域指定の要件である23%以上である。

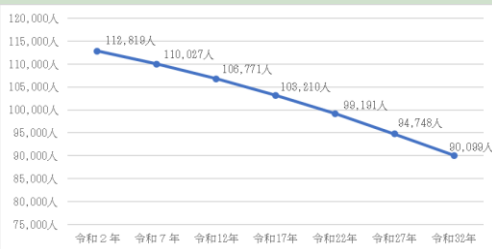
特に過疎地域における若年層の流出や少子高齢化の進行は、若年労働力の不足や後継者不足等を招き、地域活力の低下の一因となっている。

国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に公表した将来人口推計では、本市の総人口は令和32年に90,099人まで減少するとされている。

このため本市では、人口減少するなかでも持続可能で魅力あるまちを目指すため、若者や女性をはじめ誰にも選ばれるまちづくりを推進するとともに、若者が自分らしい生き方を選択できる社会環境の実現と地域資源の高付加価値化による地方創生の実現を進め、東近江市人口ビジョンに掲げる令和27年の目標人口を10万人、令和42年の目標人口を9万人としている。

○東近江市の人口推移
省略

○東近江市の人口推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所による日本の地域別将来人口（令和5年推計）

○産業別就業人口
省略

3 行財政の状況
省略

4 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域に指定された本地域だけではなく、市内全体でも少子高齢化が進んでいることから、市内他地域との事業調整を図りながら、市全体で均衡ある発展を図っていく必要がある。そのため、第3次東近江市総合計画に掲げるまちづくりの基本方針に基づき、過疎地域の持続的発展を目指した事業に取り組むこととする。

基本方針1 住み続けたいと実感できる自立したまち

基本方針2 質の高い暮らしが享受できるまち

—

—

5 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展を目指すためには、全ての人が安心して暮らすことができる地域社会づくりを行うことが重要である。については、本地域だけではなく市全域に係る課題として捉え、本市の持続的発展のための基本目標は、東近江市人口ビジョンの将来人口の見通しを準用し、令和12年の目標人口を107,393人とする。

6 計画の達成状況の評価に関する事項
省略

7 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

長期的な視点から公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくため、平成29年3月に「東近江市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定（令和6年3月改訂）し、その中で基本方針を次のとおり掲げている（基本方針のみ抜粋）。

変更前

過疎地域に指定された永源寺地域では、人口が昭和55年から減少を続け、平成7年から令和2年までの基準25年間の人口減少率が24%、愛東地域では、人口が昭和60年から減少を続け、平成7年から令和2年までの25年間の人口減少率が23%となっており、過疎地域指定の要件である23%以上である。

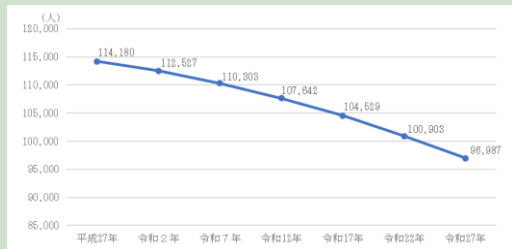
特に過疎地域における若年層の流出や少子高齢化の進行は、若年労働力の不足や後継者不足等を招き、地域活力の低下の一因となっている。

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に公表した将来人口推計では、本市の総人口は令和27年に96,987人まで減少するとされている。

このため本市では、定住人口の増加と人口流出の抑制を図るべく、結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現と地域の資源をいかした活性化を進め、東近江市人口ビジョンに掲げる令和22年の目標人口を10万人、令和42年の目標人口を9万人としている。

○東近江市の人口推移
省略

○東近江市の人口推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所による日本の地域別将来人口（平成30年推計）

○産業別就業人口
省略

3 行財政の状況
省略

4 地域の持続的発展の基本方針

今回過疎地域に指定された本地域だけではなく、市内全体でも少子高齢化が進んでいることから、市内他地域との事業調整を図りながら、市全体で均衡ある発展を図っていく必要がある。そのため、第2次東近江市総合計画に掲げるまちづくりの基本方針に基づき、過疎地域の持続的発展を目指した事業に取り組むこととする。

基本方針1 ひと～人と地域が共に成長できるまちづくり～

基本方針2 くらし～誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり～

基本方針3 まち～市民の暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～

基本方針4 行政経営～自律的で市民に信頼されるまちづくり～

5 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展を目指すためには、全ての人が安心して暮らすことができる地域社会づくりを行うことが重要である。については、本地域だけではなく市全域に係る課題として捉え、本市の持続的発展のための基本目標は、東近江市人口ビジョンの将来人口の見通しを準用し、令和7年の目標人口を110,326人とする。

6 計画の達成状況の評価に関する事項
省略

7 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

長期的な視点から公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくため、平成29年3月に「東近江市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定し、その中で基本方針を次のとおり掲げている（基本方針のみ抜粋）。

変更後

公共施設等については、第2期 東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月策定、令和5年3月改定）において、基本目標「誰もが安心して暮らせる豊かな東近江市の創生」の一つとして「既存ストックマネジメントと都市機能の強化」（道路、橋梁、トンネル、公園等インフラ施設の適切な維持管理、公共施設の適正な維持管理と市民ニーズに応じた機能転換や売却除却等の検討）を図り、公共施設等の長寿命化を推進し、需要を見極めながら整備・再編・更新を進めていくこととしています。

①公共施設（建物）に関する基本方針

方針 1【施設の長寿命化の推進】

- ・サービスの重要性や地域ニーズ等を勘案し、施設の長寿命化を図ります。
- ・法定点検をはじめとする定期的な点検管理を行います。
- ・安全安心な運営と維持管理に努めます。
- ・長寿命化と併せて耐震性の確保を進めます。

方針 2【保有量の適正化】

- ・今後のまちづくりや需要予測を基に適正な施設配置に努めます。
- ・施設類型ごとに計画的な維持、修繕、更新を行います。
- ・民間資金（PPP/PFI等）等の活用も視野に入れ、財源確保に努めます。

方針 3【運営の効率化】

- ・多様なニーズに対応した運営形態の見直しを図ります。
- ・行政が提供すべきサービス内容を検証し、見直しを図ります。
- ・利用者負担の公平性を確保します。

②インフラ施設に関する基本方針

インフラ施設については、策定済の長寿命化計画及び今後策定する個別施設計画を基本に、維持管理や更新等に取り組みます。

方針 1【施設の計画的な整備】

- ・地域の特性や市民の利便性など利用状況に応じて計画的に整備を進めます。
- ・事業効果や利用状況を勘案し、適切な規模で整備を行います。

方針 2【施設の長寿命化の推進】

- ・策定済の長寿命化計画及び個別施設計画に基づき、類型ごとに長寿命化を推進します。
- ・点検、診断を通じて対策の優先度を整理し、安全安心なインフラ施設を将来にわたって継承していきます。

- ・施設の耐震化等を図ることにより、災害時の安全性の確保を優先的にいきます。

方針 3【適切な維持保全】

- ・予防保全型の考え方を重視した維持管理により、突発的に起こる修繕経費の削減を通じて、コストの低減と財政負担の平準化を図ります。
- ・研修制度や講習会等を積極的に活用し、職員の維持保全に係る技術力の向上及び承継を目指します。

本計画における公共施設等の整備に当たっては、上記の総合管理計画の基本方針に基づき行うものとする。

変更前

公共施設等については、「東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年10月策定）において、基本目標「誰もが安心して暮らせる豊かな東近江市の創生」のひとつとして「既存ストックマネジメントの強化」（道路や橋梁、トンネルや公園等インフラ施設の適切な維持管理、公共施設の適正な維持管理と市民ニーズに応じた機能転換や売却、除却等の検討）を図り、公共施設等の長寿命化を推進し、需要を見極めながら整備・再編・更新を進めていくこととしています。

①公共施設（建物）に関する基本方針

方針 1【施設の長寿命化の推進】

- ・サービスの重要性や地域ニーズ等を勘案し、施設の長寿命化を図ります。
- ・法定点検をはじめとする定期的な点検管理を行います。
- ・安全安心な運営と維持管理に努めます。
- ・長寿命化と併せて耐震性の確保を進めます。

方針 2【保有量の適正化】

- ・今後のまちづくりや需要予測を基に適正な施設配置に努めます。
- ・施設分類ごとに計画的な維持、修繕、更新を行います。
- ・民間資金（PPP/PFI等）等の活用も視野に入れ財源確保に努めます。

方針 3【運営の効率化】

- ・多様なニーズに対応した運営形態の見直しを図ります。
- ・行政が提供すべきサービス内容を検証し、見直しを図ります。
- ・利用者負担の公平性を確保します。

②インフラ施設に関する基本方針

インフラ施設については、策定済の長寿命化計画及び今後策定する個別計画を基本に、維持管理や更新等に取り組みます。

方針 1【施設の計画的な整備】

- ・地域の特性や市民の利便性など利用状況に応じて計画的に整備を進めます。
- ・事業効果や利用状況を勘案し、適切な規模で整備を行います。

方針 2【施設の長寿命化の推進】

- ・策定済若しくは今後策定予定の個別計画に基づき、類型ごとに長寿命化を推進します。
- ・点検、診断を通じて対策の優先度を整理し、安全安心なインフラ施設を将来にわたって継承していきます。

- ・施設の耐震化等を図ることにより、災害時の安全性の確保を優先的にいきます。

方針 3【適切な維持保全】

- ・予防保全型の考え方を重視した維持管理により、突発的に起こる修繕経費の削減を通じて、コストの低減と財政負担の平準化を図ります。
- ・研修制度や講習会等を積極的に活用し、職員の維持保全に係る技術力の向上及び承継を目指します。

本計画における公共施設等の整備に当たっては、上記の総合管理計画の基本方針に基づき行うものとする。

第2章 過疎対策

1 定住・移住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点
省略

(2) その対策

市に移住相談窓口を設け、移住相談会や移住体験事業等の実施、しがらみ相談センターと連携して大都市圏への情報発信を行うことによりUターン促進を図るとともに、住宅取得や空家活用の支援、就労支援等定住移住につながる効果的な取組を行う。また、鈴鹿10座の保全・活用やエコツーリズムの推進等、地域間交流の促進を図る。

人材育成については地域おこし協力隊の活用等外部人材を積極的に登用し、地域住民との連携により地域活性化を図るとともに、新たな地域の担い手の確保・育成を推進する。

第2章 過疎対策

1 定住・移住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点
省略

(2) その対策

市に移住相談窓口を設け、移住相談会や移住体験事業等の実施、しがらみ相談センターと連携して大都市圏への情報発信を行うことによりUターン呼び込みを図るとともに、住宅取得や空家活用の支援、就労支援等定住移住につながる効果的な取組を行う。また、鈴鹿10座の保全・活用やエコツーリズムの実施等、地域間交流の促進を図る。

人材育成については地域おこし協力隊の活用等外部人材を積極的に登用し、地域住民との連携により地域活性化を図るとともに、新たな地域の担い手の確保・育成を推進する。

変更後

(3) 計画 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	定住・移住・地域間交流の促進、人材育成		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 地域間交流	森の文化推進事業	市	
2 過疎地域持続的発展特 別事業			
(1) 定住・移住	定住移住相談事業（窓口、WEB、相談会）	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	移住体験事業（ツアー）	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	移住推進PR事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	お試し居住住宅の設置、運営	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	市民子育て住宅取得事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	市民結婚新生活支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	市民定住住宅リフォーム事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	Uターン者住宅取得事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	空家バンク事業	市 団体	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	空家等改修費補助金事業	市 団体	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	結婚サポート連絡会	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	東近江市移住推進奨励金制度	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(2) 地域間交流	鈴鹿10歳の保全・活用	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	100年の森づくりビジョンの推進	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	エコツーリズムの推進	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(3) 人材育成	地域おこし協力隊推進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合 省略

2 産業の振興

(1) 現況と問題点 ア 農業

農業者の高齢化等による担い手不足、遊休農地の増加や有害鳥獣被害等により安定した農業経営の維持・確立が課題となっており、収益性と生産性の高い農業経営を確立する必要がある。
また、中山間地域においては、水源涵養機能や洪水防止機能などの多面的機能を有しており、農地の保全に対する継続した支援が必要である。

農業者の所得安定や地産地消の推進など地域課題解決のために設立した地域商社「株式会社東近江あぐりステーション」が行う地域内中規模流通の取組は、新規就農者や集落営農など地域農業の担い手の経営安定を図り、農産品の地域内自給率を向上させ、地域を活性化させることから、今後もその活動を支援する必要がある。

「道の駅あいとうマーガレットステーション」は、地域住民や域外からの観光客が利用する物販・交流施設であることから、産業振興及び地域活性化を進めていく拠点として強化を図る必要がある。

イ 林業

市の総面積のうち約56%を森林が占め、多くが鈴鹿山脈の山間部にあり、その約半分は国定公園などの自然公園に位置付けられている。森林の所有形態は97%を民有林が占めており、そのうち個人所有が約3割、公団・公社所有が約2割、社寺、会社、集落所有がそれぞれ約1割で、個人所有が最も多くなっている。また、森林のうち、人工林は約3割であり、その多くが主伐期を迎えている。

森林資源の有効利用や林業経営の安定を図るためには、森林境界の明確化や担い手の育成に努めるとともに、森林が持つ多面的な機能を活用するための適正管理を行う必要がある。

ウ 商工業

良好な買物環境は、日常生活の基盤であり、地域で生活を営む上で不可欠なものであるが、流通環境の変化や区域内人口の減少により商店が減少し、高齢者が食品や日用品などの買物に困るなど、買物弱者への対応が必要である。

地域の産業においては、事業者の高齢化や後継者不足による休業が進んでいることから、事業承継への支援や既存企業等の競争力の強化などの経営支援に加え、起業や新たな事業展開への支援が必要である。

また、生活の基礎となる働く場の創出については、中山間地域である本地域には大きな企業や事業所等の進出は少ないため、多様性のある豊かな自然等の地域の特性をいかした事業の展開等により雇用を創出するとともに、多様な働き方を支援する環境整備等を行う必要がある。

変更前

(3) 計画 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	定住・移住・地域間交流の促進、人材育成		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 地域間交流	森の文化情報発信施設整備事業	市	
2 過疎地域持続的発展特 別事業			
(1) 定住・移住	定住移住相談事業（窓口、WEB、相談会）	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	移住体験事業（ツアー）	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	移住推進PR事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	お試し居住住宅の設置、運営	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	市民子育て住宅取得事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	市民結婚新生活支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	市民定住住宅リフォーム事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	Uターン者住宅取得事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	空家バンク事業	市 団体	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	空家バンク物件改修等補助金事業	市 団体	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	結婚サポート連絡会	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	東近江市移住推進奨励金制度	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(2) 地域間交流	鈴鹿10歳の保全・活用	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	100年の森づくりビジョンの推進	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	エコツーリズムの推進	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(3) 人材育成	地域おこし協力隊推進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合 省略

2 産業の振興

(1) 現況と問題点 ア 農業

農業者の高齢化等による担い手不足、遊休農地の増加や有害鳥獣被害等により安定した農業経営の維持・確立が課題となっており、収益性と生産性の高い農業経営を確立する必要がある。

また、農業者の所得安定や地産地消の推進など地域課題解決のために設立した地域商社「株式会社東近江あぐりステーション」が行う地域内中規模流通の取組は、新規就農者や集落営農など地域農業の担い手の経営安定を図り、農産品の地域内自給率を向上させ、地域を活性化させることから、今後もその活動を支援する必要がある。

「道の駅あいとうマーガレットステーション」は、地域住民や域外からの観光客が利用する物販・交流施設であることから、産業振興及び地域活性化を進めていく拠点として強化を図る必要がある。

イ 林業

市の総面積のうち約56%を森林が占め、多くが鈴鹿山脈の山間部にあり、その約半分は国定公園などの自然公園に位置付けられている。森林の所有形態は97%を民有林が占めており、そのうち個人所有が約3割、公団・公社所有が約2割、集落所有が約1割で、個人所有が最も多くなっている。また、森林のうち、人工林は約3割であり、その多くが主伐期を迎えている。

森林資源の有効利用や林業経営の安定を図るためには、森林境界の明確化や担い手の育成に努めるとともに、森林が持つ多面的な機能を活用するための適正管理を行う必要がある。

ウ 商工業

良好な買物環境は、日常生活の基盤であり、地域で生活を営む上で不可欠なものであるが、流通環境の変化や区域内人口の減少によりお店が減少し、高齢者が食品や日用品などの買物に困るなど、買物弱者への対応が必要である。

また、地域の産業においては、事業者の高齢化や後継者不足による休業が進んでいることから、事業承継への支援や既存企業等の競争力の強化などの経営支援に加え、起業や新たな事業展開への支援が必要である。

また、生活の基礎となる働く場の創出については、中山間地域で交通の利便性が低い本地域には大きな企業や事業所等の進出は少ないため、多様性のある豊かな自然等の地域の特性をいかした事業の展開等により雇用を創出するとともに、多様な働き方を支援する環境整備等を行う必要がある。

変更後

エ 観光

本地域には、紅葉で有名な__永源寺や聖徳太子によって創建された__百済寺をはじめとした歴史のある社寺や木地師文化発祥の地などの歴史文化、鈴鹿の山々などの地域資源が数多くある。それらをいかした観光メニューの創出等を図り、地域資源に磨きをかけ魅力向上へとつなげる必要がある。

また、市の東の玄関口に位置する「道の駅奥永源寺渓流の里」は、観光交通・情報発信の拠点として交流人口の拡大へとつながるよう機能強化をしていく必要がある。

(2) その対策

ア 農業

将来にわたって安定した__経営を実現するため、多様な担い手の確保や育成を図るとともに、地産地消の推進とその拠点となる道の駅の機能強化や施設の長寿命化、地域内流通の仕組みづくり、獣害対策の強化、農商工福連携、農産品のブランド化をはじめ、もうかる農業の確立等を図り、農水産業の振興を図る。

また、農業生産を支える優良な農地を保全するとともに、持続可能な農業経営を進めるための基盤整備の促進、農業の有する多面的機能の維持増進やスマート農業の導入など、農村環境をいかした地域の活性化等を図る。

イ 林業

木材生産の効率化と生産量の拡大、多様な需要に応え得る生産構造への転換、生産から流通・加工・利用に至るまでの関係者の連携体制の構築を図る。さらに、公共施設及び一般建築において市内産木材をはじめとする地域産木材（びわ湖材）の利用を推進する。

ウ 商工業

商工業については、安心して買い物ができる環境づくりや既存事業者の後継者対策、地域資源を活用した創業支援、異業種間の交流等を通じた魅力ある商品開発など本市のブランド力を高めるとともに、企業支援や質の高い雇用の創出、地域内で仕事ができるワーキングスペースの整備、就労環境の向上など地域経済の活性化につながる多様な商工業の振興を図る。

エ 観光

観光については、鈴鹿の山々の緑、琵琶湖等の豊かで多様性のある自然、悠久の歴史をもつ社寺、木地師文化発祥の地をはじめとした奥深い歴史文化等の地域資源に磨きをかけ、近畿圏と中京圏の結節点に位置する優位性をいかしたエコツアーの実施やアウトドアライフの推進等、観光誘客に必要な環境整備等受入体制の充実、幅広い情報発信、滞在時間を増やす取組など交流人口、関係人口の増加に努めることで、本市の知名度向上と観光物産振興を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	産業の振興		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 基盤整備			
(1) 農業	ほ場整備事業	県市	
	かんがい排水事業	県市	
	ため池等整備事業	県市	
	土地改良施設整備事業	県市	
	農道整備事業	県市	
	保全高度化事業	県市	
(2) 林業	森林経営管理__事業	市	
	林道整備・林道維持管理事業	市	
	森林環境保全事業	市	
	間伐対策事業	市	
	災害に強い森林整備事業	市	
	治山事業	市	
	木材利用促進事業	市	
2 観光又はレクリエーション	観光受入体制強化事業	市	
	オーバーツーリズム対策事業	市	
	道の駅再整備・機能強化事業	市	
	鈴鹿10座の保全・活用事業	市	
	森の文化推進事業	市	
	観光トイレ整備事業	市	
	百済寺境内便益施設整備事業	市	

変更前

エ 観光

本地域には、紅葉で有名な大本山永源寺や聖徳太子によって創建された釈迦山百済寺をはじめとした歴史のある社寺や木地師__発祥の地などの歴史文化、鈴鹿の山々などの地域資源が数多くある。それらをいかした観光メニューの創出等を図り、地域資源に磨きをかけ魅力向上へとつなげる必要がある。

また、市の東の玄関口に位置する「道の駅奥永源寺渓流の里」は、観光交通・情報発信の拠点として交流人口の拡大へとつながるよう機能強化をしていく必要がある。

(2) その対策

ア 農業

将来にわたって安定した農業経営を実現するため、多様な担い手の確保や育成を図るとともに、地産地消の推進とその拠点となる道の駅の機能強化や施設の長寿命化、地域内流通の仕組みづくり、獣害対策の強化、農商工福連携、農産品のブランド化などもうかる農業の確立__を図り、農水産業の振興を図る。

また、農業生産を支える優良な農地を保全するとともに、持続可能な農業経営を進めるための基盤整備の促進、農業の有する多面的機能の維持増進やスマート農業の導入など、農村環境をいかした地域の活性化等を図る。

イ 林業

木材生産の効率化と生産量の拡大、多様な需要に応えうる生産構造への転換、生産から流通・加工・利用に至るまでの関係者の連携体制の構築を図る。さらに、公共施設__における木材__利用を推進する。

ウ 商工業

商工業については、安心して買い物ができる環境づくりや既存事業者の後継者育成、地域資源を活用した創業支援、異業種間の交流等を通じた魅力ある商品開発など本市のブランド力を高めるとともに、企業支援や質の高い雇用の創出、地域内で仕事ができるワーキングスペースの整備、就労環境の向上など地域経済の活性化につながる多様な商工業の振興を図る。

エ 観光

観光については、鈴鹿の山々の緑、琵琶湖等の豊かで多様性のある自然、悠久の歴史をもつ社寺、木地師__発祥の地をはじめとした奥深い歴史文化等の地域資源に磨きをかけ、近畿圏と中京圏の結節点に位置する優位性をいかしたエコツアーの実施やアウトドアライフの推進__に必要な環境整備等受入体制の充実、幅広い情報発信、滞在時間を増やす取組など交流人口、関係人口の増加に努めることで本市の知名度向上と観光物産振興を図る。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	産業の振興		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 基盤整備			
(1) 農業	ほ場整備事業	県市	
	かんがい排水事業	県市	
	ため池等整備事業	県市	
	土地改良施設整備事業	県市	
	農道整備事業	県市	
	県保全高度化事業	県市	
(2) 林業	森林経営管理制度事業	市	
	林道整備・林道維持管理__	市	
	森林環境保全事業	市	
	間伐対策事業	市	
	災害に強い森林整備事業	市	
	治山事業	市	
	木材利用促進事業	市	
2 観光又はレクリエーション	__	__	
	__	__	
	道の駅再整備・機能強化事業	市	
	鈴鹿10座の保全・活用事業	市	
	森の文化情報発信施設整備事業	市	
	キャンプ場観光トイレ整備事業	市	
	百済寺境内便益施設整備事業	市	

変更後

3 過疎地域持続的発展特別事業			
(1) 農林水産業	新規就農等担い手育成	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	スマート農業推進事業	市 団体	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	特産物生産振興事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	高収益野菜生産振興事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	農業用機械導入支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	農業振興地域整備促進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	畜産振興事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	環境農業推進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	水産業振興対策事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	獣害対策事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	ため池等整備事業	県 市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	施業集約化促進組織支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	政所茶特産品化推進事業支援	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	中山間地域等直接支払交付金	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(2) 商工業	企業立地等推進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	創業・事業継承支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(3) 観光	森の文化推進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	百済寺境内便益施設整備事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	観光施設管理運営事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	アウトドアライフ推進事業	市 協議会	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	エコツーリズムの推進	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	観光受入体制強化事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	オーバーツーリズム対策事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(4) その他	地域おこし協力隊活動支援	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	100年の森づくりビジョンの推進	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
永源寺地域、愛東地域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業	令和8年度から令和12年度まで	

- イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容省略
- ウ 他市町との連携省略

(5) 公共施設等総合管理計画との整合省略

変更前

3 過疎地域持続的発展特別事業			
(1) 農林水産業	新規就農等担い手育成	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	スマート農業推進事業	市 団体	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	特産物生産振興事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	高収益野菜生産振興事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	農業用機械導入支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	農業振興地域整備促進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	畜産振興事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	環境農業推進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	水産業振興対策事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	獣害対策事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	ため池等整備事業	県	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	施業集約化促進組織支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	政所茶特産品化推進事業支援	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	—	—	—
(2) 商工業	企業立地等推進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	創業・事業継承支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(3) 観光	森の文化情報発信施設運営事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	百済寺境内便益施設整備事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	観光施設管理運営事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	アウトドアライフ推進事業	市 協議会	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	—	—	—
	—	—	—
	—	—	—
(4) その他	地域おこし協力隊活動支援	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	100年の森づくりビジョンの推進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
永源寺地域、愛東地域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業	令和4年度から令和7年度まで	

- イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容省略
- ウ 他市町との連携省略

(5) 公共施設等総合管理計画との整合省略

3 地域における情報化省略

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 国・県道

永源寺地域には、東西に国道421号が通り、平成23年には石樽トンネルが開通したことで、近畿圏と中京圏を結ぶ主要道路となったが、大型車の離合が困難な部分があり、う回路もないため道路整備事業の完成が待たれる状況である。愛東地域には、国道307号が縦断するように通っており、これらの国道は周辺地域を結ぶ広域基幹道路であると同時に住民の生活道路として使われている。

主要地方道多賀永源寺線や一般県道百済寺甲上岸本線は、地域と周辺地域を結ぶ主要な道路であることから、県と連携し、道路の改良、大雨による道路の通行止め及び冬期の積雪による交通障害への対策が急務である。

イ 市道

市内には市道が約879キロメートルあり、地域の生活道路として利用されている。これらの整備については、引き続き道路改良事業に取り組んでいく必要がある。

また、本地域は市内でも積雪量が多い地域であり、道路等を安心して通行できるよう除雪を行う必要がある。

ウ 農道・林道

農道・林道は農林業の基盤強化を図るため、計画的に整備を行ってきており、引き続き適正な維持管理を行う必要がある。また、作業道についても、適正な維持管理を促す必要がある。

3 地域における情報化省略

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 国・県道

永源寺地域には、東西に国道421号が通り、平成23年に石樽トンネルが開通し、近畿圏と中京圏を結ぶ主要道路となったが、大型車の離合が困難な部分があり、う回路もないため道路整備事業の完成が待たれる状況である。愛東地域には、国道307号が縦断するように通っており、これらの国道は周辺地域を結ぶ広域基幹道路であると同時に住民の生活道路として使われている。

主要地方道多賀永源寺線や一般県道百済寺甲上岸本線は、地域と周辺地域を結ぶ唯一の道路であることから、県と連携し、道路の改良、大雨による道路の通行止め及び冬期の積雪による交通障害への対策が急務である。

イ 市道

市内には市道が約878キロメートルあり、地域の生活道路として利用されている。これらの整備については、引き続き道路改良事業に取り組んでいく必要がある。

また、本地域は市内でも積雪量が多い地域であり、道路等を安心して通行できるよう除雪を行う必要がある。

ウ 農道・林道

農道・林道は農林業の基盤強化を図るため、計画的に整備を行ってきており、引き続き適正な維持管理を行う必要がある。また、林業では木材搬出に係るコスト低減を図るため、経年劣化した林道の改築や林道を補完する作業道について、整備を促進する必要がある。

変更後	
エ 路線バス等	
(7) 永源寺地域	地域幹線交通である近江__バス御園線の運行を支援するとともに、市のコミュニティバスとしてちょこっとバス市原線、政所線、甲津畑線を運行している。また、コミュニティバスを補完する移動手段として、自動運転技術（レベル2相当）による運行を奥永源寺地域で実施している。
(4) 愛東地域	愛荘町と共同で運行している <u>コミュニティバス角能線</u> の運行を支援するとともに、ちょこっとバス愛東線、予約制乗合タクシーであるちょこっとタクシーを運行している。 これらの路線バス、予約制乗合タクシーは、中心市街地、病院、駅、商業施設から離れた地域に暮らす住民にとっては通勤・通学をはじめ、電車利用、医療機関への通院や日常生活用品の買い物など、生活していく上で不可欠なものとなっている。しかし、路線の維持確保に必要なとなる公的な支援の増加など、維持存続のために様々な課題に対応する必要がある。
(2) その対策	
ア 国・県道	省略
イ 市道	省略
ウ 農道・林道	農道・林道については、適正な維持管理を図る__。
エ 路線バス等	省略
(3) 計画	省略
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	省略

5 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	
ア 水道施設	安全で安心な水道水を安定的に供給していくため、施設の適正な維持管理が必要である。また、高度経済成長期等に急速に整備された水道施設の老朽化が進行していることから、__施設の計画的な更新及び長寿命化並びに耐震化が重要かつ喫緊の課題である。 愛東地域については、一部事務組合である愛知郡広域行政組合が運営しており、施設の更新、長寿命化等について連携しながら対応していく必要がある。
イ 汚水処理施設	本市は、流域関連公共下水道において、湖南中部処理区と東北部処理区の2つの処理区に分かれており、東北部処理区において、平成27年度以降、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続を進めている。今後も、愛東地域において継続して県が整備を進める流域下水道延伸計画に合わせ__農業集落排水処理施設からの接続事業を推進する必要がある。 また、__農業集落排水処理施設において、施設の老朽化が進行していることから、適正な維持管理を図るため、既存施設の長寿命化や耐震化が課題となっている。 下水道等の処理区域外については、 <u>合併処理浄化槽の設置を推進しているが、設置済みの合併処理浄化槽の経年劣化による機能低下や躯体の破損への対策を講じる必要がある。</u>
ウ 消防・救急	消防・救急業務のうち常備消防については、一部事務組合である東近江行政組合において <u>共同処理</u> している。非常備消防については市が設置しており、東近江行政組合と市が緊密な連携の下、年次計画を立て消防力の整備充実を図っている。東近江行政組合が実施する救急体制については、救急業務の高度化に対応した体制の整備充実を進める必要がある。 また、 <u>近年</u> アウトドアの人气が高まり、登山やキャンプ、川遊び等で鈴鹿の山々に訪れる人が急増している。これに伴い、道迷いや水難事故等が多発しており対策が課題となっている。
エ 防災	省略
オ 河川・法定外公共物	省略

変更前	
エ 路線バス等	
(7) 永源寺地域	地域幹線交通である近江 <u>鉄道路線</u> バス御園線の運行を支援するとともに、市のコミュニティバスとしてちょこっとバス市原線、政所線、甲津畑線を運行している。また、コミュニティバスを補完する移動手段として、自動運転技術（レベル2相当）による運行を奥永源寺地域で実施している。
(4) 愛東地域	愛荘町と共同で運行している <u>近江鉄道路線</u> バス角能線の運行を支援するとともに、ちょこっとバス愛東線、予約制乗合タクシーであるちょこっとタクシーを運行している。 これらの路線バス、予約制乗合タクシーは、中心市街地、病院、駅、商業施設から離れた地域に暮らす住民にとっては通勤・通学をはじめ、電車利用、医療機関への通院や日常生活用品の買い物など、生活していく上で不可欠なものとなっている。しかし、路線の維持確保に必要なとなる公的な支援の増加など、維持存続のために様々な課題に対応する必要がある。
(2) その対策	
ア 国・県道	省略
イ 市道	省略
ウ 農道・林道	農道__については、適正な維持管理を図るとともに、 <u>林道については、東近江市森林整備計画に基づき林道整備の推進を図る。</u>
エ 路線バス等	省略
(3) 計画	省略
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	省略

5 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	
ア 水道施設	安全で安心な水道水を安定的に供給していくため、施設の適正な維持管理が必要である。また、高度経済成長期等に急速に整備された水道施設の老朽化の進行により、 <u>水道施設の計画的な更新__が重要かつ喫緊の課題である。</u> __
イ 下水道施設	本市は、流域関連公共下水道において、湖南中部処理区と東北部処理区の2つの処理区に分かれており、東北部処理区において、平成27年度以降、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続を進めている。今後も、愛東地域において継続して県が整備を進める流域下水道延伸計画に合わせ__農業集落排水処理施設からの接続事業を推進する必要がある。 また、 <u>公共下水道及び農業集落排水処理施設において、施設の老朽化が進行していることから、適正な維持管理を図るため、既存施設の長寿命化や耐震化が課題となっている。</u> __
ウ 消防・救急	消防・救急業務のうち常備消防については、一部事務組合である東近江行政組合に <u>事務委託</u> をしている。非常備消防については市が設置しており、東近江行政組合と市が緊密な連携の下、年次計画を立て消防力の整備充実を図っている。東近江行政組合が実施する救急体制については、救急業務の高度化に対応した体制の整備充実を進める必要がある。 また、 <u>コロナ禍により「3密」が避けられるアウトドアの人气が高まり、登山やキャンプ、川遊び等で鈴鹿の山々に訪れる人が急増している。これに伴い、道迷いや水難事故等が多発しており対策が課題となっている。</u>
エ 防災	省略
オ 河川・法定外公共物	省略

変更後

- カ 地籍調査
省略
- キ 公園施設
省略
- ク ごみ処理施設
省略

(2) その対策

ア 水道施設

水道事業が、将来にわたり安全・安心で安定した水道水を提供し続けていくため、「強じん」「持続」「安全」の三つの観点を基に、東近江市水道事業施設整備計画（アセットマネジメント）に基づき、老朽化施設の更新及び長寿命化並びに施設の耐震化を行う。

イ 汚水処理施設

公共下水道では、農業集落排水処理施設からの接続事業を推進するとともに、ストックマネジメントに基づき、下水道施設を計画的かつ効率的に管理を行う。また、下水道総合地震対策事業において、地震時に影響が大きいと考えられる地域を中心に下水道施設の耐震性能を確保する。

農業集落排水処理施設では、最適整備構想に基づき維持管理適正化計画を策定し、施設の長寿命化を図るとともに省エネルギー技術の導入等を検討する。

合併処理浄化槽では、適正な維持管理を行う適正維持管理助成事業や経年劣化等による機能低下を起こした合併処理浄化槽を更新する設置整備事業（更新）を推進する。

ウ 消防・救急

東近江行政組合の公共施設等総合管理計画、東近江市公共施設等総合管理計画及び車両等更新計画に基づき管理を行う。また、消火体制の充実を図るため、計画的に適正箇所への耐震性貯水槽の設置、消防ポンプ自動車や小型動力ポンプを配備するなど、消防施設や機械器具の更新・充実を図る。また、山岳遭難や水難救助に対する体制の充実を図る。

エ 防災

災害を未然に防止するため、危険箇所の河川改修、急傾斜地崩壊対策、特定空家等の除却の促進等、必要な対策を行う。また、自助、共助の体制づくりのため、自主防災組織等の結成を推進するとともに、資機材の購入支援等を行う。

オ 河川・法定外公共物

- カ 地籍調査
省略
- キ 公園施設

市民の憩いの場として、利用者がいつでも安全に安心して使用できるよう定期的に点検を行い、必要に応じて適切な改修や修繕を行う。

- ク ごみ処理施設
省略

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	生活環境の整備		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 水道施設	上水道	東近江市水道事業 老朽管更新事業	市
		愛知郡水道事業	一部事 務組合
2 汚水処理施設	(1) 公共下水道	公共下水道施設維持管理 事業	市
		公共下水道総合地震対策 事業	市
		公共下水道改築更新事業	市
		農業集落排水処理施設 から公共下水道への接続 事業	市
	(2) 農業集落排水処 理施設	農業集落排水処理施設大 規模改修事業	市
		農業集落排水処理施設維 持管理事業	市
3 消防施設	消防ポンプ自動車等整備 事業	耐震性貯水槽整備事業	市
		消防団拠点施設整備事業	市

変更前

- カ 地籍調査
省略
- キ 公園施設
省略
- ク ごみ処理施設
省略

(2) その対策

ア 水道施設

水道事業が、将来にわたり安全・安心で安定した水道水を提供し続けていくため、「強じん」「持続」「安全」の3つの観点を基に、東近江市水道事業施設整備計画（アセットマネジメント）に基づき水道施設の更新__を行う。

イ 下水道施設

公共下水道では、農業集落排水処理施設からの接続事業を推進するとともに、ストックマネジメントに基づき、下水道施設を計画的かつ効率的に管理を行う。また、下水道総合地震対策計画に基づき、地震時に影響が大きいと考えられる地域を中心に下水道施設の耐震性能を確保する。

農業集落排水処理施設では、最適整備構想に基づき維持管理適正化計画を策定し、施設の長寿命化を図るとともに省エネルギー技術の導入等を検討する。

ウ 消防・救急

東近江行政組合の公共施設等総合管理計画、東近江市公共施設等総合管理計画及び車両等更新計画に基づき管理を行う。また、消火体制の充実を図るため、計画的に適正箇所への耐震性貯水槽の設置、消防ポンプ自動車や小型動力ポンプを配備するなど、消防施設や機械器具の更新・充実を図ることにより消火能力の強化を図る。また、山岳遭難や水難救助に対する体制の充実を図る。

エ 防災

災害を未然に防止するため、危険箇所の河川改修、急傾斜地__対策、特定空家等の除却__等、必要な対策を行う。また、自助、共助の体制づくりのため、自主防災組織等の結成を推進するとともに、資機材の購入支援等を行う。

オ 河川・法定外公共物

- カ 地籍調査
省略
- キ 公園施設

市民の憩いの場として、利用者がいつでも安全で安心して使用できるよう定期的に点検を行い、必要に応じて適切な改修や修繕を行う。

- ク ごみ処理施設
省略

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	生活環境の整備		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 水道施設	上水道	東近江市水道事業	市
		愛知郡水道事業	一部事 務組合
2 下水道施設	(1) 公共下水道	公共下水道施設維持管理 事業	市
		下水道総合地震対策事 業	市
		公共下水道施設整備事業	市
		東北部処理区農業集落排 水処理施設から公共下水 道への接続事業	市
	(2) 農業集落排水処 理施設	農業集落排水処理施設大 規模改修事業	市
		農業集落排水処理施設維 持管理事業	市
3 消防施設	消防ポンプ自動車等整備 事業	耐震性貯水槽整備事業	市
		消防団拠点施設整備事業	市

変更後

変更前

4 過疎地域持続的発展特別事業			
(1) 合併処理浄化槽	合併処理浄化槽設置整備事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	合併処理浄化槽設置整備事業(更新)	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	合併処理浄化槽適正維持管理助成事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(2) 危険施設撤去	特定空家等に係る調査、指導、除却補助、措置	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(3) 防災・防犯	急傾斜地崩壊対策事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(4) その他	自主防災組織の資機材整備に対する支援	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	生活道路等環境整備事業	市自治会	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	水辺空間整備支援事業	市自治会	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	河川維持管理事業	市自治会	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	地籍調査事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
5 その他	公園緑地管理事業	市	
	公園遊具安全対策事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合省略

4 過疎地域持続的発展特別事業			
(1) 危険施設撤去	特定空家等に対する措置(除却)	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(2) 防災・防犯	急傾斜地__対策事業	市	
(3) その他	自主防災組織の資機材整備に対する支援	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	生活道路等環境整備事業	市自治会	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	水辺空間整備支援事業	市自治会	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	河川維持管理事業	市自治会	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	地籍調査事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
5 その他	公園緑地管理事業	市	
	公園遊具安全対策事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合省略

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境

本市では、令和6年度に第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画を策定し、各種の子育て支援施策を推進している。本地域においては、少子化の進行により近所の友達や学校の仲間、異なる世代の人との交流の機会などの減少が懸念されている。子育て家庭が安心して子供を産み育てることができるよう、結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援を更に充実していくことが必要である。

イ 高齢者福祉

本市では、令和5年度に第9期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者施策を推進している。本計画の独自推計によると、本市の将来人口について、総人口は減少すると見込まれる。年齢区分で見ると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は増加が見込まれ、これに伴い高齢化率は上昇し令和12年には29.1%、令和22年には32.5%と予測される。

本市の後期高齢者(75歳以上高齢者)は年々増加し、令和12年には、前期高齢者数12,681人、後期高齢者数18,776人と見込まれている。

後期高齢者が増えていく中で、身体機能低下や要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の実情に応じた住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを更に深化していくことが求められる。また、地域包括ケアシステムの一層の推進に当たっては、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域共生社会の実現を目指していくことが必要である。

ウ 障害者福祉

省略

(2) その対策

ア 子育て環境

第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画に基づき、本市の一人一人の子供が健やかに成長できる社会を実現するため、四つの基本目標を掲げ、子供と子育て家庭を社会全体で支援する取組を進める。

- 基本目標1 子どもが健やかに育つ教育・保育の環境づくり
- 基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
- 基本目標3 全ての子育て家庭を支援する環境づくり
- 基本目標4 社会全体で子育てする環境づくり

イ 高齢者福祉

第9期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の六つの基本方針に基づき施策を実施する。

- 基本方針1 介護予防の推進__
- __
- __

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境

本市では、令和元年度に第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画を策定し、各種の子育て支援施策を推進している。本地域においては、少子化の進行により近所の友達や学校の仲間、異なる世代の人との交流の機会などの減少が懸念されている。子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができるよう、結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援を更に充実していく事が必要である。

イ 高齢者福祉

本市では、令和3年度に第8期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者施策を推進している。__本市の将来人口について、総人口は減少すると見込まれる。年齢区分で見ると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は増加が見込まれ、これに伴い高齢化率は上昇し令和7年には27.6%、令和22年には31.8%と予測される。

本市の後期高齢者(75歳以上高齢者)は年々増加し、令和4年以降は前期高齢者(65～74歳)を上回り、令和7年には、前期高齢者数13,437人、後期高齢者数17,154人と見込まれている。

後期高齢者が増えていく中で、身体機能低下や要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の実情に応じた住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを更に深化していくことが求められる。また、地域包括ケアシステムの一層の推進に当たっては、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域共生社会の実現を目指していくことが必要である。

ウ 障害者福祉

省略

(2) その対策

ア 子育て環境

第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画に基づき、本市の一人一人の子供が健やかに成長できる社会を実現するため、4つの基本目標を掲げ、子どもと子育て家庭を社会全体で支援する取組を進める。

- 基本目標1 子どもが健やかに育つ教育・保育の環境づくり
- 基本目標2 安心して__産み健やかに育てられる環境づくり
- 基本目標3 全ての子育て家庭を支援する環境づくり
- 基本目標4 社会全体で子育てする環境づくり

イ 高齢者福祉

第8期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の6つの基本方針に基づき施策を実施する。

- 基本方針1 介護予防の推進と包括的な生活支援体制の整備
- 基本方針2 自立支援型ケアマネジメントの推進
- 基本方針3 在宅医療・介護の連携強化

変更後

変更前

- 基本方針 2 可能な限り住み慣れた地域で生活するための環境整備
 - 基本方針 3 「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進
 - 基本方針 4 個人の尊厳が守られ、安全で安心な生活の確保
 - 基本方針 5 地域を基盤とする包括的な支援体制の構築
 - 基本方針 6 介護保険の安定した運営
- ウ 障害者福祉
- 東近江市障害福祉プランの五つの基本方針に基づき施策を実施する。
- 基本方針 1 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
 - 基本方針 2 誰もがいつまでも自分らしく、いきいきと暮らせる地域生活の支援
 - 基本方針 3 地域で安心して暮らせる生活環境の整備
 - 基本方針 4 さまざまなニーズに対応した就労支援の充実と安心して働き続けられる環境の整備
 - 基本方針 5 一人一人のライフステージに応じた支援の推進

- 基本方針 4 可能な限り住み慣れた地域で生活するための環境整備
 - 基本方針 5 「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進
 - 基本方針 6 権利擁護の推進
 - 基本方針 7 地域を基盤とする包括的な支援体制の構築
 - 基本方針 8 介護保険の安定した運営
- ウ 障害者福祉
- 東近江市障害福祉プランの5つの基本方針に基づき施策を実施する。
- 基本方針 1 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
 - 基本方針 2 誰もがいつまでも自分らしく、いきいきと暮らせる地域生活の支援
 - 基本方針 3 地域で安心して暮らせる生活環境の整備
 - 基本方針 4 さまざまなニーズに対応した就労支援の充実と安心して働き続けられる環境の整備
 - 基本方針 5 一人一人のライフステージに応じた支援の推進

(3) 計画
省略

(4) 公共施設等総合管理計画との整合
省略

(3) 計画
省略

(4) 公共施設等総合管理計画との整合
省略

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

本地域には、国民健康保険診療施設として永源寺診療所、永源寺東部出張診療所及びあいとう診療所がある。さらに、民間の医療機関として病院 1 箇所、医科診療所 1 箇所、歯科診療所 2 箇所、薬局 4 箇所があり、住民に対する医療サービスはもちろんのこと、保健（健康づくり）、介護、福祉サービスまで一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点となる役割を担っている。永源寺東部出張診療所については準無医地区にあることから、へき地診療所に指定されており、永源寺診療所の医師が第 1・3 水曜日の午後のみ診察を行っている状況である。本地域では医療従事者の新たな人材確保が難しく、永源寺診療所、永源寺東部出張診療所及びあいとう診療所ともに安定かつ持続できる医療体制の構築が課題となっている。

(2) その対策

高齢化が進む中で今後も通院困難者が増えることが危惧されており、安定的な医療提供体制の確保、訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーション等の在宅医療の充実に加え、医療従事者の確保及び負担軽減を図る必要がある。巡回診療のほか、オンライン診療や遠隔医療など新たな技術の活用を検討する。また、訪問看護事業者や介護保険事業者等との連携も強化し、地域で安心して暮らしていけるよう、医療・福祉・行政・住民等が一体となり、持続可能かつ切れ目のない医療福祉体制の構築を進める必要がある。

(3) 計画
事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	医療の確保		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 診療施設			
診療所	施設維持管理事業	市	
	医療機械器具の維持管理及び更新事業	市	
	診療所等施設整備事業	市	
2 過疎地域持続的発展 特別事業			
医療	医師・看護師等確保対策事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合
省略

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

本地域には、国民健康保険診療施設として永源寺診療所、永源寺東部出張診療所及びあいとう診療所がある。さらに、民間の医療機関として病院 1 箇所、歯科診療所 2 箇所、薬局 4 箇所があり、住民に対する医療サービスはもちろんのこと、保健（健康づくり）、介護、福祉サービスまで一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点となる役割を担っている。永源寺東部出張診療所については準無医地区にあることから、へき地診療所に指定されており、永源寺診療所の医師が第 1・3 水曜日の午後のみ診察を行っている状況である。本地域での医療従事者が高齢化しており、新たな人材確保が難しく、永源寺診療所、永源寺東部出張診療所及びあいとう診療所ともに安定かつ持続できる医療体制の構築が課題となっている。

(2) その対策

高齢化が進む中で今後も通院困難者が増えることが危惧されており、安定的な医療提供体制の確保、へき地医療の提供や訪問診療に加え、オンライン診療の提供を図るほか、遠隔医療など新技術の活用に向けた取組を検討する。また、訪問看護事業者や介護保険事業者等との連携も強化し、地域で安心して暮らしていけるよう、医療・福祉・行政・住民等が一体となり、持続可能かつ切れ目のない医療福祉体制の構築を進める必要がある。

(3) 計画
事業計画（令和 4 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	医療の確保		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
診療施設			
診療所	施設維持管理事業	市	
	医療機械器具の維持管理及び更新事業	市	
	診療所等施設整備事業	市	
—			
—	—	—	—

(4) 公共施設等総合管理計画との整合
省略

変更後

8 教育・スポーツの振興

(1) 現況と問題点

本地域の幼児教育・保育については、保育所1園（かすが保育園）、幼稚園1園（愛東あいあい幼稚園）、認定こども園1園（永源寺もみじ幼児園）、病児保育室1室（愛東病児保育室）が担っている。また、小学校4校（市原小学校、山上小学校、愛東南小学校、愛東北小学校）、中学校2校（永源寺中学校、愛東中学校）がある。

少子化により、山上小学校については、平成21年に旧政所小学校を、平成23年には旧甲津畑小学校を統合、永源寺中学校については、平成16年に政所中学校と青野中学校を統合したことにより通学区域が広がった。本市では通学距離が一定の基準を超えている地域について、通学バスの運行又は路線バス通学をする子供に対する補助を行っている。また、本地域の小中学校のほとんどの学年が__単学級となっており、人間関係の固定化等が課題となっている。

また、地域住民の健康寿命の延伸や体力づくりのために、スポーツ関係団体等と連携しながら、健康・体力づくりに向けた活動の支援を行う必要がある。

学校施設、スポーツ施設、集会所の一部施設について、老朽化等による改修が必要である。

(2) その対策

今後の児童生徒の状況により、学校施設の計画的な整備や通学区域の在り方等を検討する。また、遠距離通学の児童生徒に対して、通学バスの運行や路線バス通学に対する支援を行う。

また、地域住民の健康寿命の延伸や体力づくりのために、学校体育施設を開放するとともに、スポーツ関係団体等が実施する地域住民の健康・体力づくりに向けた活動に対して支援を行う。

学校施設、スポーツ施設、集会所等の老朽化に対しては、引き続き適切な維持管理や改修に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	教育・スポーツの振興		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 学校教育関連施設			
(1) 校舎	大規模改修事業	市	
(2) 屋内運動場	大規模改修事業	市	
(3) その他	教育ICT機器整備事業	市	
2 集会所施設、スポーツ施設等			
(1) 集会所施設	コミュニティセンター__管理運営事業	市	
	コミュニティセンター整備事業	市	
(2) スポーツ施設	スポーツ施設整備事業	市	
3 過疎地域持続的発展特別事業			
(1) スポーツ	生涯スポーツ振興事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	学校体育施設開放事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(2) その他	スクールバス運行事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合 省略

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

人口減少や少子高齢化が進む集落において、これまでできていた地域活動や地域課題への対応が困難となってきており、地域の若者の定住対策、U I J ターン等による移住交流や移住者向けの支援を推進するなど、地域活動の担い手確保や集落の交流・連携を図り、持続可能な集落づくりを目指す必要がある。

また、道路網などの生活環境の整備により各地域の条件不利の解消に努めるとともに、地域住民、自治会、まちづくり協議会、各種活動団体が協力して地域課題の解決に当たる取組を支援する必要がある。

(2) その対策

省略

変更前

8 教育・スポーツの振興

(1) 現況と問題点

本地域の幼児教育・保育については、保育所1園（かすが保育園）、幼稚園1園（愛東あいあい幼稚園）、認定こども園1園（永源寺もみじ幼児園）、病児保育室1室（愛東病児保育室）が担っている。また、小学校4校（市原小学校、山上小学校、愛東南小学校、愛東北小学校）、中学校2校（永源寺中学校、愛東中学校）がある。

少子化により、山上小学校については、平成21年に旧政所小学校を、平成23年には旧甲津畑小学校を統合、永源寺中学校については、平成16年に政所中学校と青野中学校を統合したことにより通学区域が広がった。本市では通学距離が一定の基準を超えている地域について、通学バスの運行又は路線バス通学をする子どもに対する補助を行っている。また、本地域の小中学校のほとんどの学年が__単学級となっており、人間関係の固定化等が課題となっている。

学校施設、体育施設、集会所の一部施設について、老朽化等による改修が必要である。

(2) その対策

今後の児童生徒の状況により、学校施設の計画的な整備や通学区域の在り方等を検討する。また、遠距離通学の児童生徒に対して、通学バスの運行や路線バス通学に対する支援を行う。

学校施設、体育施設、集会所等の老朽化に対しては、引き続き適切な維持管理や改修に努める。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	教育・スポーツの振興		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 学校教育関連施設			
(1) 校舎	大規模改修事業	市	
(2) 屋内運動場	大規模改修事業	市	
(3) その他	教育ICT機器整備事業	市	
2 集会所施設、体育施設等			
(1) 集会所施設	コミュニティセンター__維持管理__事業	市	
	__	__	
(2) 体育施設	スポーツ施設整備事業	市	
3 過疎地域持続的発展特別事業			
__	__	__	__
__	__	__	__
__その他	スクールバス運行事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合 省略

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

人口減少や__高齢化が進む集落において、これまでできていた地域活動や地域課題への対応が困難となってきており、地域の若者の定住対策、U I J ターン等による移住交流や移住者向けの支援を推進するなど、地域活動の担い手確保や集落の交流・連携を図り、持続可能な集落づくりを目指す必要がある。

また、道路網などの生活環境の整備により各地域の条件不利の解消に努めるとともに、地域住民、自治会、まちづくり協議会、各種活動団体が協力して地域課題の解決に当たる取組を支援する必要がある。

(2) その対策

省略

変更後

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	集落の整備		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
過疎地域持続的発展特別 事業			
(1) 集落整備	協働のまちづくり事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	市民活動支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	自治振興事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(2) その他	まちづくり協議会支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合
省略

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本地域には、永源寺や百済寺などの古刹をはじめ、__集落ごと__に寺院や神社が__存在する。鈴鹿の山々や愛知川の__自然を背景__に、人々の暮らしが営まれ、自然__や神仏への信仰が__祭礼や伝統行事として今に引き継がれている。また、これら地域を形成した自然、歴史文化、自然と調和した歴史景観を構成している。

少子高齢化や後継者不足により、地域を形成してきた自然、歴史文化、歴史景観は保存、継承の危機にある。

(2) その対策

歴史文化を将来にわたり__保存・継承していくため、地域に__伝わる伝統__や歴史__、生活__、文化__等を計画的・継続的に調査研究し、__地域住民とその価値を__共有することで保存・継承への意欲の醸成を行う。また、地域住民の取組が確実なものとなるよう、住民主体の保存・活用の取組に対する支援を行う。

__歴史文化を__保存・継承し、活用につなげられるよう、地域住民と協働で拠点施設を整備するなど保存・継承できる体制を整備するとともに、当該地域で歴史文化を核としたまちづくりにつなげる取組を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	地域文化の振興等		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 地域文化振興施設等			
地域文化振興施設	森の文化推進事業	市	
2 過疎地域持続的発展 特別事業			
地域文化振興施設	森の文化推進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	木地師のふるさと発信事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	木地師やまの子の家管理運営事業	市	当該 <u>施策</u> の効果が将来に及ぶ。
	史跡等管理 <u>運営</u> 事業	市	当該 <u>施策</u> の効果が将来に及ぶ。
	文化財 <u>保護</u> 事業	市	当該 <u>施策</u> の効果が将来に及ぶ。
	—	—	—
	文化的景観保存事業	市	当該 <u>施策</u> の効果が将来に及ぶ。
	博物館等管理運営事業	市	当該 <u>施策</u> の効果が将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合
省略

変更前

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	集落の整備		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
過疎地域持続的発展特別 事業			
(1) 集落整備	わくわく市民活動支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	市民活動促進のための中間支援組織育成事業	市	当該 <u>施策</u> の効果が将来に及ぶ。
	コミュニティ活動支援事業	市	当該 <u>施策</u> の効果が将来に及ぶ。
(2) その他	まちづくり協議会支援事業	市	当該 <u>施策</u> の効果が将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合
省略

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本地域には、永源寺や百済寺などの古刹をはじめ、各集落__に寺院や神社が数多く存在する。鈴鹿の山々や愛知川の広大かつ豊富な自然を背景として、先人の暮らしが営まれ、自然神や__仏への信仰が篤い地域であり、祭礼、伝統行事が地域の人々により守り伝えられてきた。また、これら地域を形成した自然、歴史文化、自然と調和した歴史景観を構成している。

少子高齢化や後継者不足により、地域を形成してきた自然、歴史文化、歴史景観は保存、継承の危機にある。

(2) その対策

歴史文化を将来にわたり、地域で保存・継承していくため、地域の伝統文化や歴史文化、生活__文化__を積極的に調査研究し、価値付けを行い地域住民とその価値を理解、共有することで保存・継承への意欲の醸成を行う。また、地域住民の取組が確実なものとなるよう、住民主体の保存・活用の取組に対する支援を行う。

地域の歴史文化を当該地域で保存・継承し、活用につなげられるよう、地域住民と協働で拠点施設を整備するなど保存・継承できる体制__整備するとともに、当該地域で歴史文化を核としたまちづくりにつなげる取組を行う。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	地域文化の振興等		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 地域文化振興施設等			
地域文化振興施設	森の文化情報発信施設整備事業	市	
2 過疎地域持続的発展 特別事業			
地域文化振興施設	森の文化情報発信施設 <u>運営</u> 事業	市	当該 <u>施策</u> の効果が将来に及ぶ。
	木地師のふるさと発信事業	市	当該 <u>施策</u> の効果が将来に及ぶ。
	木地師やまの子の家管理運営事業	市	当該 <u>事業</u> の効果が将来に及ぶ。
	史跡等管理・ <u>活用</u> 事業	市	当該 <u>施策</u> の効果が将来に及ぶ。
	文化財 <u>保存</u> 修理事業	市	当該 <u>施策</u> の効果が将来に及ぶ。
	文化財 <u>保存</u> 活用事業	市	当該 <u>施策</u> の効果が将来に及ぶ。
	文化的景観保存事業	市	当該 <u>施策</u> の効果が将来に及ぶ。
	博物館等管理運営事業	市	当該 <u>施策</u> の効果が将来に及ぶ。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合
省略

変更後

変更前

11 再生可能エネルギーの利用__促進

(1) 現況と問題点

廃食油をバイオディーゼル燃料にリサイクルする「菜の花エコプロジェクト」の推進や「東近江市SUN讚プロジェクト」（市民共同発電所）を支援するなど、再生可能エネルギーを地域内で有効に活用する先進的な取組が進められてきた。平成24年からは太陽光発電システム設置奨励金制度を設け促進してきた結果、令和6年度末現在で134,806キロワットの太陽光発電が導入されており、これは県下トップクラスの水準となっている。今後は国の方針で示されている2050年までのカーボンニュートラルの実現に向け、より一層の取組が必要となる。

(2) その対策

第3次東近江市環境基本計画に基づき再生可能エネルギーの利用促進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	再生可能エネルギーの利用__促進		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 再生可能エネルギー 利用施設	あいとうエコプラザ菜の花館各種プラント施設維持管理事業	市	
	あいとうエコプラザ菜の花館施設維持管理事業	市	
2 過疎地域持続的発展 特別事業	再生可能エネルギー利用	環境にやさしい暮らし普及促進事業	市 当該施策の効果が将来に及ぶ。
	再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー利用促進事業	市 当該施策の効果が将来に及ぶ。
	再生可能エネルギー利用	菜の花エコプロジェクト推進事業	市 当該施策の効果が将来に及ぶ。
	再生可能エネルギー利用		市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合
省略

11 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

廃食油をバイオディーゼル燃料にリサイクルする「菜の花エコプロジェクト」の推進や「東近江市SUN讚プロジェクト」（市民共同発電所）を支援するなど、自然エネルギーを地域内で有効に活用する先進的な取組が進められてきた。平成24年からは太陽光発電システム設置奨励金制度を設け促進してきた結果、令和3年度__現在で126,513キロワットの太陽光発電が導入されており、これは県下トップクラスの水準となっている。今後は国の方針で示されている2050年までのカーボンニュートラルの実現に向け、より一層の取組が必要となる。

(2) その対策

第2次東近江市環境基本計画に基づき再生可能エネルギーの利用の普及を図る。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	再生可能エネルギーの利用の促進		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 再生可能エネルギー 利用施設	あいとうエコプラザ菜の花館各種プラント修繕事業	市	
	あいとうエコプラザ菜の花館修繕事業	市	
2 過疎地域持続的発展 特別事業	再生可能エネルギー利用	環境にやさしい暮らし普及促進事業	市 当該施策の効果が将来に及ぶ。
	再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー利用促進事業	市 当該施策の効果が将来に及ぶ。
	再生可能エネルギー利用	小水力発電施設整備事業	市 当該施策の効果が将来に及ぶ。
	再生可能エネルギー利用		市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合
省略